10.12　景観

10.12 景観

(1) 調査

1) 調査内容

① 景観資源の状況

自然的・歴史的景観資源の位置、種類、規模、特徴等を調査した。

② 主要な眺望地点の状況

眺望地点の位置、地点の状況及び利用状況を調査した。

③ 主要な眺望景観

主要な眺望地点からの眺望景観及び眺望の構成要素の状況を調査した。

④ その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用等の状況を調査した。

2) 調査方法

① 景観資源の状況

(ｱ) 既存資料調査

「景観資源データベースシステム」（令和 8 年 2 月閲覧、埼玉県ホームページ）、地形図及び土地利用現況図等の既存資料を整理した。

② 主要な眺望地点の状況

(ｱ) 現地調査

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画地の見え方等を整理した。

③ 主要な眺望景観

(ｱ) 現地調査

現地調査、地形図等の既存資料及び現地踏査により選定した調査地点（主要な眺望地点）から計画地方向の現況写真の撮影を行った。

景観写真の撮影諸元は、表 10.12-1 に示すとおりである。

表 10.12-1　景観写真の撮影諸元

番号	名称	使用カメラ	焦点距離	仰角	撮影高さ (m)
1	いなほ保育園前	Canon EOS-6D	28mm (35mm 換算)	0°	地上 1.5
2	諏訪神社			0°	地上 1.5
3	氷川大明神			0°	地上 1.5
4	川田谷（市場）東交差点			0°	地上 1.5
5	石川川			0°	地上 1.5
6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）			0°	地上 5.5
7	原区ふれあい広場			0°	地上 1.5
8	城山公園			0°	地上 7.5
9	石戸蒲ザクラ			0°	地上 1.5
10	日出谷小入口交差点			0°	地上 1.5
11	北本自然観察公園			0°	地上 1.5
12	牧野薬師堂（川田谷陣屋）			10°	地上 1.5
13	市道 65 号線（提供公園用地付近）			10°	地上 1.5
14	圏央道			0°	地上 6.5

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

地形図、地質図及び土地利用現況図等の既存資料を整理した。

3) 調査地域・地点

① 景観資源の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査地域は、計画地及びアクセス道路の境界から 1 ㎞程度の範囲を目安とした。1 ㎞の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げた。

② 主要な眺望地点の状況

(ｱ) 現地調査

調査地域は計画地及びアクセス道路の境界から約 1 ㎞の範囲を目安とした。

調査地点は表 10.12-2(1)～(3)及び図 10.12-1(1)～(2)に示すとおりである。

計画地及び周辺は平坦な地形であり、計画地を可視できる地域は、計画地の近隣地域、開けた耕作地等の土地、道路延長上の地点及び眺望の良い工作物に限られる。調査地点は、計画地が視認できる可能性があり、不特定多数の人が利用すると考えられる 14 地点とした。

③ 主要な眺望景観

(ｱ) 現地調査

「② 主要な眺望地点の状況」と同様とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

計画地及び周辺とした。

表 10.12-2(1)　景観調査地点（主要な眺望地点）

区分	番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離 (m)	計画地及びアクセス道路の境界からの距離 (m)	選定理由
近景域	1	いなほ保育園前	南	約 100	約 100	計画地の南側に位置する。保育園を利用する園児や保護者等が利用すると考えられる地点である。現況では計画地内の既存の樹木等を視認できる地点であり、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	2	諏訪神社	北	約 150	約 150	計画地の北側に位置する。歴史的資源として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は境内の建築物によって視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	3	氷川大明神	東	約 250	約 250	計画地の東側に位置する。神社として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地内の既存の住宅をわずかに視認できる地点であり、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	4	川田谷（市場）東交差点	北北西	約 300	約 300	計画地の北北西側に位置する。交差点として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は圏央道等で視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。

注1）近景域、中景域及び遠景域の区分は、「景観用語辞典」（平成10年11月、景観デザイン研究会）に基づき、計画地境界からの距離によって以下のとおりとした。
近景域：～460m　中景域：460～2,800m　遠景域：2,800m～
注2）計画地境界から0～20mの範囲は「計画地近傍」とした。

表 10.12-2(2)　景観調査地点（主要な眺望地点）

区分	番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離 (m)	計画地及びアクセス道路の境界からの距離 (m)	選定理由
近景域	5	石川川	南東	約 350	約　50	計画地の南東側に位置する。川沿いには道路があり河津桜が植栽され、不特定多数の人が利用すると考えらえる地点である。また、本事業でアクセス道路としての拡幅整備の計画がある。現況では計画地内の既存の樹木を視認できる地点であり、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	南	約 200	約 200	計画地の南側に位置する。歩道橋として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地内の既存の住宅や樹木を視認できる地点であり、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
中景域	7	原区ふれあい広場	西南西	約 550	約 550	計画地の西南西側に位置する。運動場として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は圏央道等で視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	8	城山公園	南	約 900	約 500	計画地の南側に位置する。公園内の展望台であり、不特定多数の人が利用する眺望地点である。現況では計画地は園内の樹木で視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。

注1）近景域、中景域及び遠景域の区分は、「景観用語辞典」（平成10年11月、景観デザイン研究会）に基づき、計画地境界からの距離によって以下のとおりとした。
近景域：～460m　中景域：460～2,800m　遠景域：2,800m～
注2）計画地境界から0～20mの範囲は「計画地近傍」とした。

表 10.12-2(3)　景観調査地点（主要な眺望地点）

区分	番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離 (m)	計画地及びアクセス道路の境界からの距離 (m)	選定理由
中景域	9	石戸蒲ザクラ	北西	約 900	約 900	計画地の北西側に位置する。計画地周辺の景観資源として不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は住宅や樹木で視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	10	日出谷小入口交差点	東	約 1,200	約 1,200	計画地の東側に位置する。交差点として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は住宅や樹木で視認できない地点であるが、供用時は想定計画建築物が出現することが考えられるため、選定した。
	11	北本自然観察公園	北西	約 1,200	約 1,200	計画地の北西側に位置する。計画地周辺の自然とのふれあいの場として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。現況では計画地は園内の樹木で視認できない地点であるが、地域の自然とのふれあいの場として重要な場所と考えられるため、選定した。
計画地近傍	12	牧野薬師堂（川田谷陣屋）	南	約　5	約　5	計画地の南西側に位置する。IC の建設に伴いこの場所に移された牧野薬師堂の敷地内の地点であり、歴史的資源として、不特定多数の人が利用すると考えられる地点である。また、計画地に面しているため、選定した。
	13	市道 65 号線（提供公園用地付近）	南東	約　5	約　5	計画地の南東側に位置する。計画地に面しているため、選定した。
	14	圏央道	北	約　20	約　20	計画地の北側に位置する。計画地に面しているため、選定した。

注1）近景域、中景域及び遠景域の区分は、「景観用語辞典」（平成10年11月、景観デザイン研究会）に基づき、計画地境界からの距離によって以下のとおりとした。
近景域：～460m　中景域：460～2,800m　遠景域：2,800m～
注2）計画地境界から0～20mの範囲は「計画地近傍」とした。

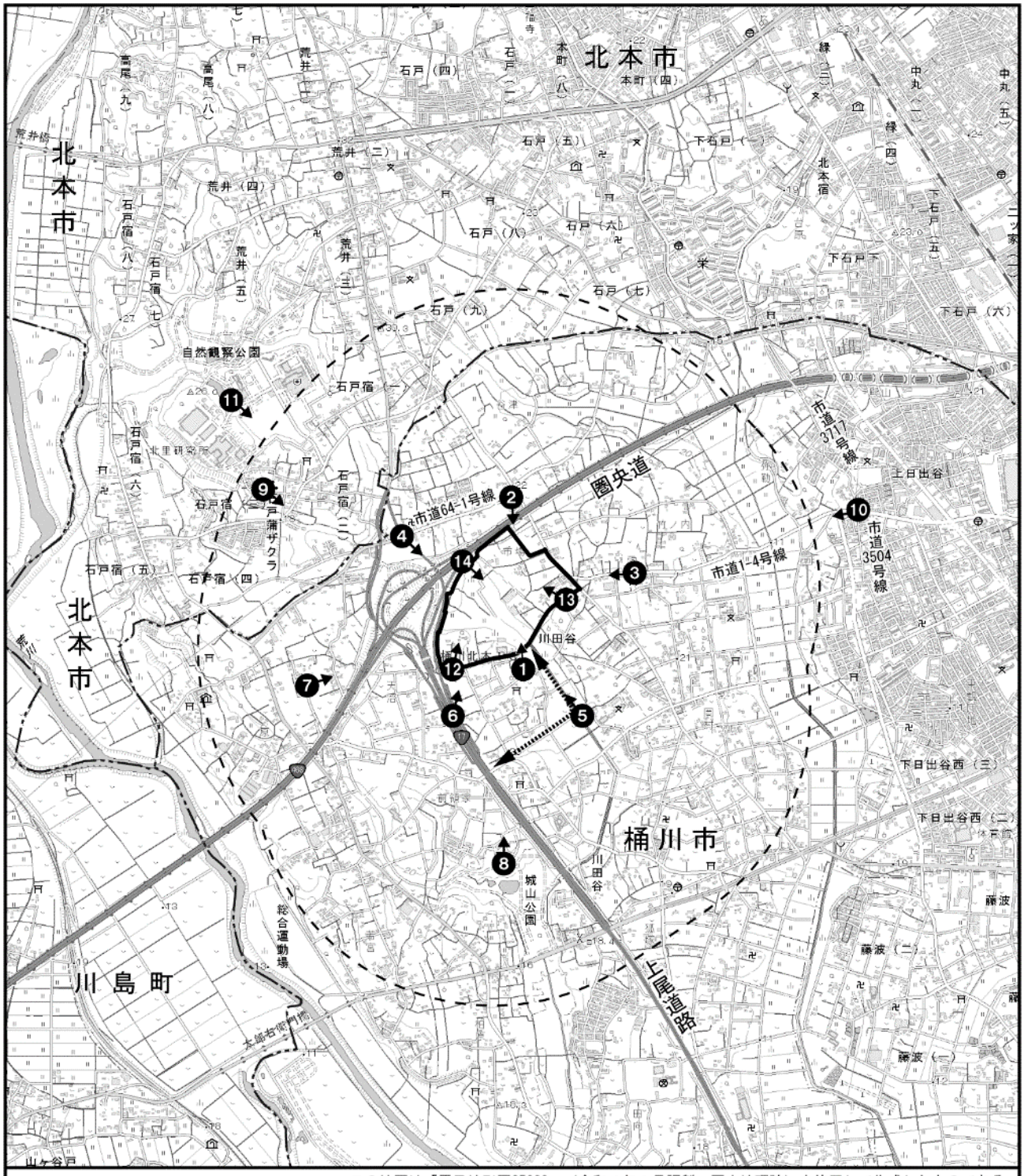

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- 市町界
- アクセス道路
- 景観調査地点及び撮影方向
- 計画地及びアクセス道路の境界から1kmの範囲

図 10.12-1(1)　景観の調査地点

1：25，000
0　250　500　750m

N

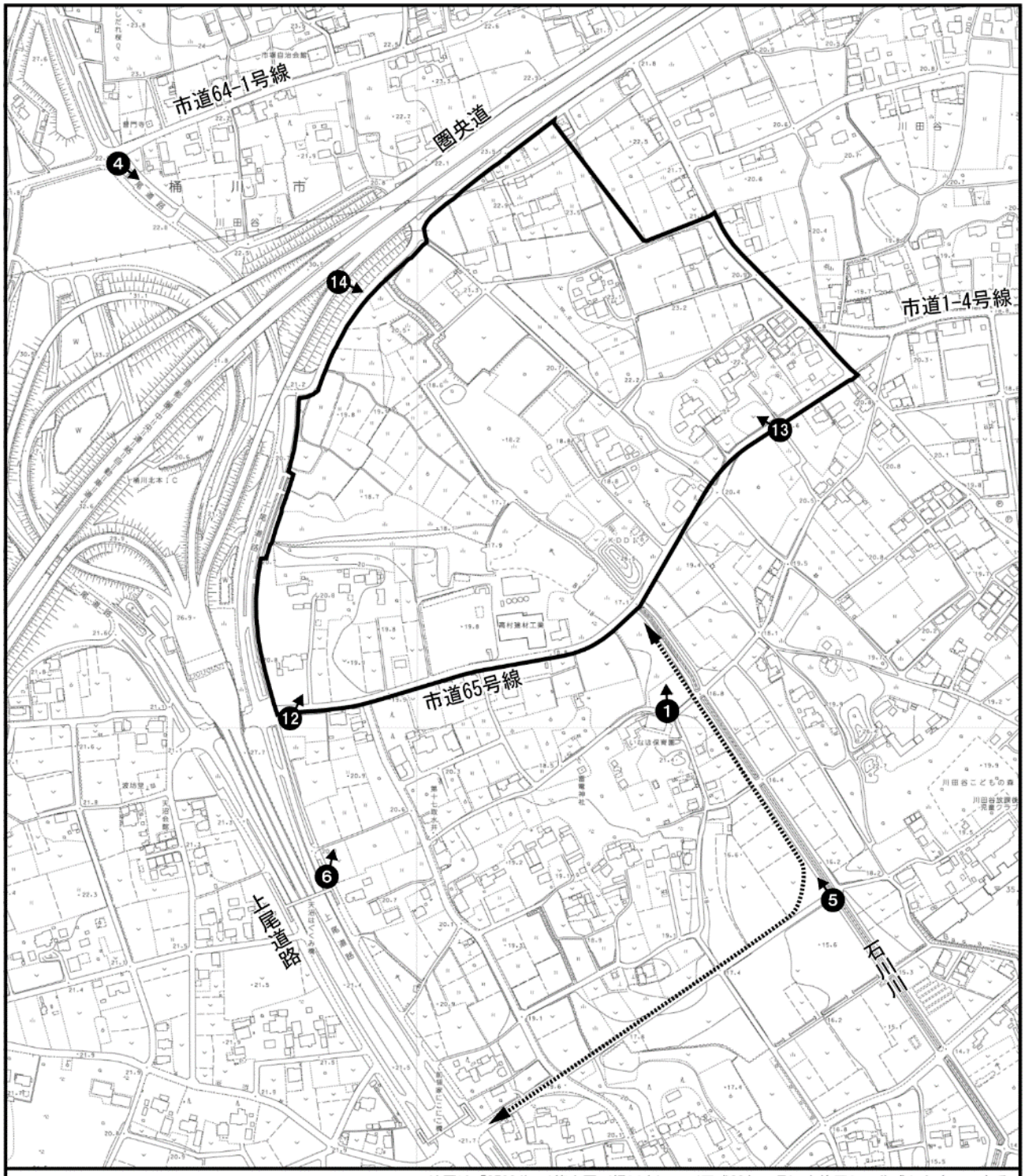

この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

景観調査地点及び撮影方向

アクセス道路

図 10.12-1(2)　景観の調査地点（計画地近傍～近景域）

1：6，000

0　60　120　180m

N

4) 調査期間

① 景観資源の状況

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

② 主要な眺望地点の状況

(ｱ) 現地調査

主要な眺望景観の現地調査については、季節変化を把握するため 4 季（春季、夏季、秋季及び冬季）で実施することとした。調査期間は、表 10.12-3 に示すとおりである。

表 10.12-3　調査期間

調査項目	調査期間
主要な眺望景観 主要な眺望地点の状況	秋季：令和4年11月18日（金）、令和4年11月25日（金） 冬季：令和5年 2月17日（金）、令和5年 2月21日（火） 春季：令和5年 3月 9日（木）、令和5年 4月11日（火） 夏季：令和5年 8月28日（月）

③ 主要な眺望景観

(ｱ) 現地調査

主要な眺望景観の現地調査については、「② 主要な眺望地点の状況」と同様とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

5) 調査結果

① 景観資源の状況

(ｱ) 既存資料調査

景観資源の状況は、「第 3 章　地域概況　3.2　(6)　1) 景観」(p.138～141 参照）に示したとおりである。

計画地の最寄りの景観資源としては、計画地の南方約 1 ㎞に「城山公園」、地元住民に親しまれている「石川川の河津桜」等がある。

② 主要な眺望地点の状況

(ｱ) 現地調査

主要な眺望地点の状況は、表 10.12-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.12-4(1)　主要な眺望地点の状況

区分	番号	名称	主要な眺望地点の状況
近景域	1	いなほ保育園前	計画地は、調査地点から北側の方向に位置している。本地点は、計画地南側に近接するいなほ保育園の前の道路である。保育園を利用する園児や保護者等が見られる地点である。また、周辺には民家が点在していることから地域住民が利用する地点である。
	2	諏訪神社	計画地は、調査地点から南側の方向に位置している。本地点は、計画地北側に近接する諏訪神社の境内であり、境内には鳥居や社殿が鎮座している。歴史的資源として不特定多数の人に利用されている。
	3	氷川大明神	計画地は、調査地点から西側の方向に位置している。本地点は、計画地東側に位置する氷川大明神の境内であり、境内には鳥居や社殿が鎮座している。歴史的資源として不特定多数の人に利用されている。
	4	川田谷（市場）東交差点	計画地は、調査地点から南南東側の方向に位置している。本地点は、上尾道路と市道 64-1 号との交差点である。周辺には民家が点在していることから地域住民が利用する地点である。
	5	石川川	計画地は、調査地点から北西側の方向に位置している。本地点は、計画地南側に位置する石川川沿いの地点である。石川川沿いには河津桜が植栽されており、2 月後半から 3 月上旬の開花時期には桜並木を見て楽しむ方々が見られる地点である。
	6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	計画地は、調査地点から北側の方向に位置している。本地点は、上尾道路に架かる歩道橋であり、計画地周辺の地域住民が利用する地点である。計画地近傍で計画地周辺の平坦な土地を一望できる数少ない地点である。
中景域	7	原区ふれあい広場	計画地は、調査地点から東北東側の方向に位置している。本地点は、計画地西側に位置する運動場内であり、多目的広場として地域住民に利用されている。
	8	城山公園	計画地は、調査地点から北側の方向に位置している。本地点は、計画地南側の城山公園内の展望台であり、不特定多数の人が利用する地点である。
	9	石戸蒲ザクラ	計画地は、調査点から南東側の方向に位置している。本地点は、東光寺内の石戸蒲ザクラ付近の地点である。石戸蒲ザクラは国の天然記念物に指定され、不特定多数の人が利用する地点である。
	10	日出谷小入口交差点	計画地は、調査地点から西側の方向に位置している。本地点は、市道 1-4 号と市道 3717 号及び市道 3504 号との交差点であり、計画地周辺の地域住民が利用する地点である。
	11	北本自然観察公園	計画地は、調査地点から南東側の方向に位置している。本地点は、北本自然観察公園の散策路上の地点であり、不特定多数の人が利用する地点である。

表 10.12-4(2)　主要な眺望地点

区分	番号	名称	主要な眺望地点の状況
計画地近傍	12	牧野薬師堂 （川田谷陣屋）	計画地は、調査地点から北東側の方向に位置している。本地点は、計画地南西側に近接する牧野薬師堂の敷地内である。牧野薬師堂は、IC の建設に伴いこの場所に移されたものであり、薬師堂のほか、石像が設置されている。歴史的資源として不特定多数の人が利用する地点である。
	13	市道 65 号線 （提供公園用地付近）	計画地は、調査地点から北西側の方向に位置している。本地点は、計画地南東側に近接する市道 65 号線沿いの地点である。周辺には民家が点在していることから地域住民が利用する地点である。
	14	圏央道	計画地は、調査地点から南側の方向に位置している。本地点は、計画地北側に近接する圏央道の高架道路上の地点であり、不特定多数の人が利用する地点である。計画地近傍で計画地周辺の平坦な土地を一望できる数少ない地点である。

③ 主要な眺望景観

(ｱ) 現地調査

主要な眺望地点からの計画地方向の眺望景観の状況は、表 10.12-5 及び写真 10.12-1～写真 10.12-14 に示すとおりである。

地点 1、3、5、6、12～14 は各季節ともに計画地内の既存の樹木等を視認することができる。また、地点 2、4、7～11 は計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地より手前にある建築物や樹木等によって計画地は視認することができない。

さらに、地点 1、5 ではアクセス道路敷地の一部を視認することができる。

主な景観構成要素としては、住宅、樹木、畑、高架道路等が挙げられる。また、計画地の景観構成要素は住宅及び樹木となっている。

表 10.12-5　主要な眺望景観

区分	番号	名称	主要な眺望景観
近景域	1	いなほ保育園前	各季節ともに耕作地の後方の正面全体に計画地内の既存の樹木等を視認することができる。また、右手の石川川沿いのガードレールの手前にアクセス道路敷地の一部を視認することができる。
	2	諏訪神社	計画地方向を眺望できるが各季節ともに境内の建築物によって計画地は視認できない。
	3	氷川大明神	各季節ともに工場や住宅の後方に計画地内の既存の住宅をわずかに視認することができる
	4	川田谷（市場）東交差点	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は圏央道等で視認することができない。
	5	石川川	各季節ともに石川川沿いの河津桜や樹木の後方には計画地内の既存の樹木を視認することができる。また、右手の石川川沿いのガードレールの横と左手の耕作地にアクセス道路敷地の一部を視認することができる。
	6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	各季節ともに住宅の後方に計画地内の既存の住宅や樹木を視認することができる。
中景域	7	原区ふれあい広場	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は圏央道等で視認することができない。
	8	城山公園	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は園内の樹木で視認することができない。
	9	石戸蒲ザクラ	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は前方にある住宅や樹木で視認することができない。
	10	日出谷小入口交差点	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は前方にある住宅や樹木で視認することができない。
	11	北本自然観察公園	計画地方向を眺望できるが、各季節ともに計画地は園内の樹林等で視認することができない。
計画地近傍	12	牧野薬師堂（川田谷陣屋）	各季節ともに正面全体に計画地内の既存の樹木等を視認することができる。
	13	市道 65 号線（提供公園用地付近）	各季節ともに正面全体に計画地内の既存の樹木等を視認することができる。
	14	圏央道	各季節ともに正面全体に計画地内の既存の樹木等を視認することができる。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

ｱ) 地形、工作物の状況

計画地及び周辺の地形は、標高が台地上で T.P.＋20～23m 程度、低地では T.P.＋17～18m 程度であり、起伏が少ない平坦な土地である。また、田畑に住宅が点在し、大規模な構造物は存在せず、自然の地形を活かした眺望地点は少ない。

ｲ) 住宅等の分布状況

住宅等の分布状況は、「第 3 章 地域の概況 3.1 (5) 2)住宅の分布状況」(p.62 参照) に示したとおりである。

計画地の周辺は市街化調整区域であり、農村集落等が点在している。主に低層の戸建て住宅である。

ｳ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第 3 章 地域の概況 3.1 (2) 2)土地利用計画の状況」(p.48～50 参照) に示したとおりである。

計画地の土地利用は、台地上では、主として耕作地（水田及び畑地）や温室等の農業施設、住宅地及び屋敷林である。計画地南側の市道 65 号線沿いには、既存工場が存在する。

谷底平野には水路が整備されており、谷底平野の一部は主にヨシ等が生育する湿性高茎草地やヤナギ低木林等となっている。

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 17 日（金）



写真 10.12-1(1)　地点 1 いなほ保育園前

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



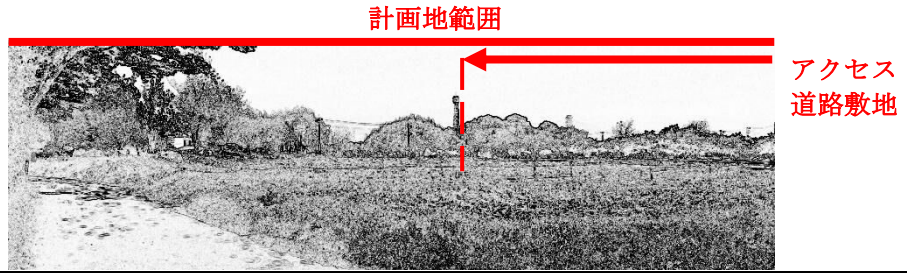

写真 10.12-1(2)　地点 1 いなほ保育園前

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-2(1)　地点 2 諏訪神社

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



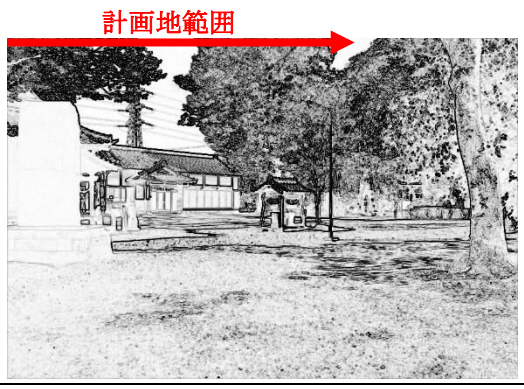

写真 10.12-2(2)　地点 2 諏訪神社

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-3(1)　地点 3 氷川大明神

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



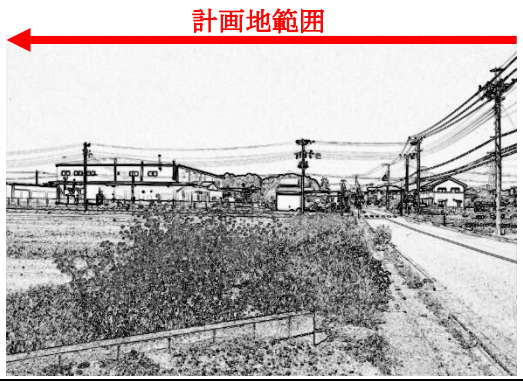

写真 10.12-3(2)　地点 3 氷川大明神

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-4(1)　地点 4 川田谷（市場）東交差点

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



計画地範囲

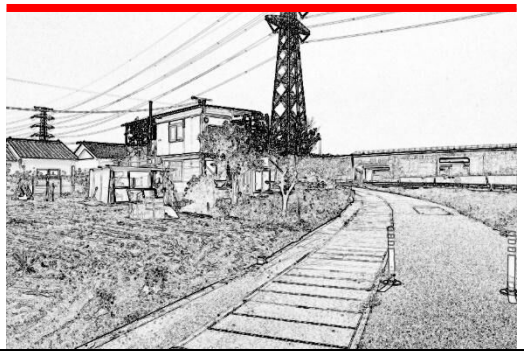

写真 10.12-4(2)　地点 4 川田谷（市場）東交差点

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-5(1)　地点 5 石川川

春季：令和 5 年 3 月 9 日（木）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



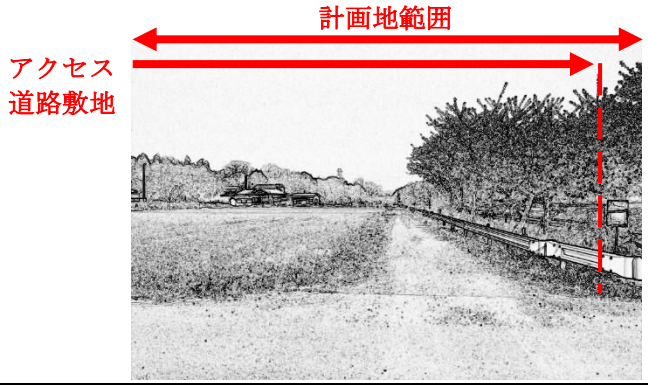

写真 10.12-5(2)　地点 5 石川川

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-6(1)　地点 6 天沼はぐくみ橋（歩道橋）

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）





写真 10.12-6(2)　地点 6 天沼はぐくみ橋（歩道橋）

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-7(1)　地点 7 原区ふれあい広場

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



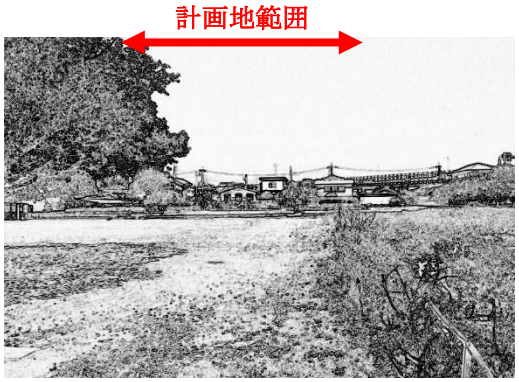

写真 10.12-7(2)　地点 7 原区ふれあい広場

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-8(1)　地点 8 城山公園

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



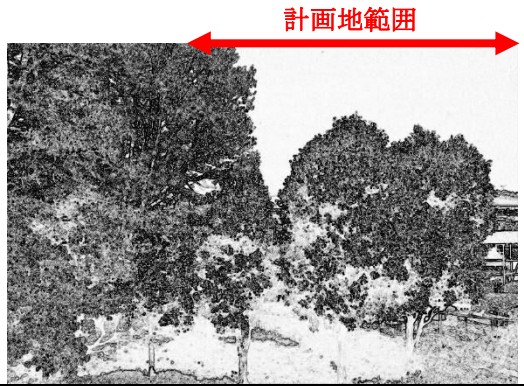

写真 10.12-8(2)　地点 8 城山公園

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-9(1)　地点 9 石戸蒲ザクラ

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



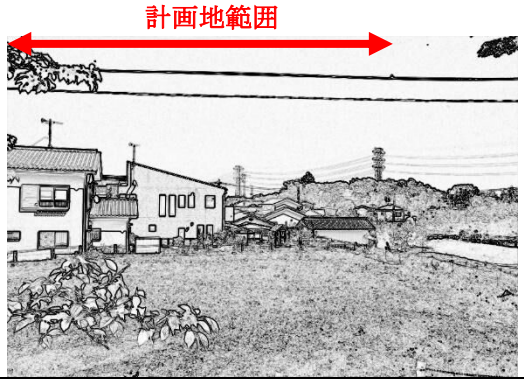

写真 10.12-9(2)　地点 9 石戸蒲ザクラ

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-10(1)　地点 10 日出谷小入口交差点

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



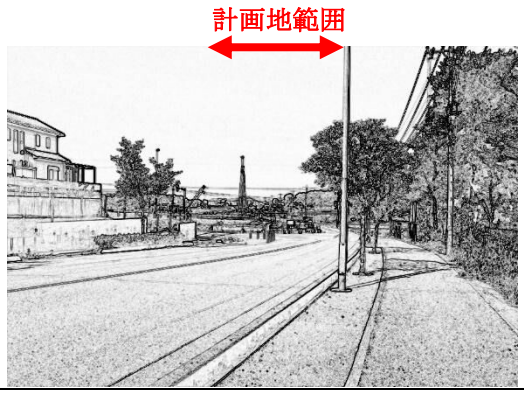

写真 10.12-10(2)　地点 10 日出谷小入口交差点

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-11(1)　地点 11 北本自然観察公園

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



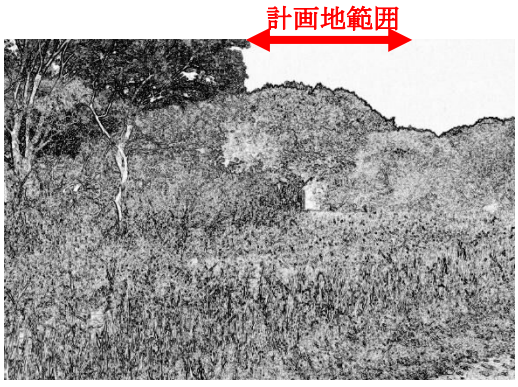

写真 10.12-11(2)　地点 11 北本自然観察公園

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 17 日（金）



写真 10.12-12(1)　地点 12 牧野薬師堂（川田谷陣屋）

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



計画地範囲

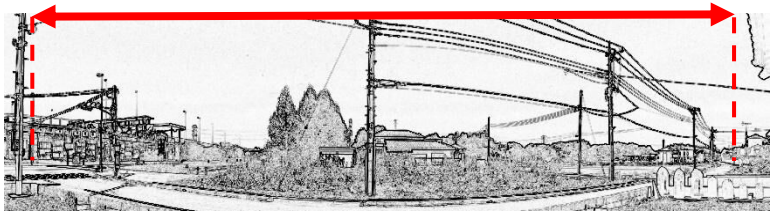

写真 10.12-12(2)　地点 12 牧野薬師堂（川田谷陣屋）

秋季：令和 4 年 11 月 18 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 17 日（金）



写真 10.12-13(1)　地点 13 市道 65 号線（提供公園用地付近）

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



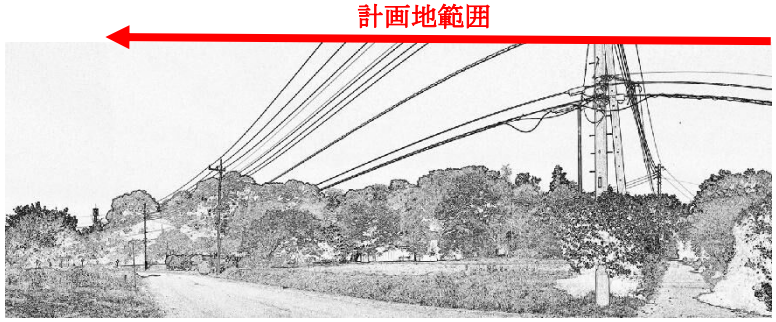

写真 10.12-13(2)　地点 13 市道 65 号線（提供公園用地付近）

秋季：令和 4 年 11 月 25 日（金）



冬季：令和 5 年 2 月 21 日（火）



写真 10.12-14(1)　地点 14 圏央道

春季：令和 5 年 4 月 11 日（火）



夏季：令和 5 年 8 月 28 日（月）



計画地範囲

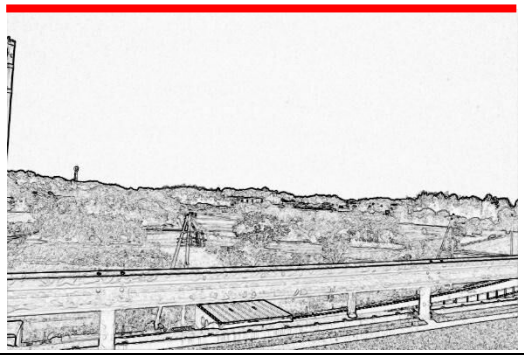

写真 10.12-14(2)　地点 14 圏央道

(2) 予測

1) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

① 予測内容

供用時の造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度を予測した。

② 予測地域・地点

「(1) 調査 3) ② 主要な眺望地点の状況」の調査地域・地点と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、供用時の施設の完成後（植栽が安定した時期）とした。

④ 予測方法

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測した。

⑤ 予測条件

モンタージュの作成条件は、表 10.12-6 に示すとおりである。また、計画地内の土地利用計画は「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要　2.6 (1) 土地利用計画」(p.10～11 参照）に示したとおりである。また、想定計画建築物は、「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要　2.6 (2) 想定される進出企業の業種及び建築計画」(p.12～13 参照）に示したとおりであり、想定計画建築物は 3 棟で、最高高さはいずれも 38m である。

表 10.12-6　モンタージュの作成条件

項目	予測条件
建築物の位置、形状等	「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要　2.6 (2) 想定される進出企業の業種及び建築計画」(p.12～13 参照）に示すとおりである。
想定計画建築物の最高高さ	最高高さ 38m

⑥ 予測結果

主要な眺望景観の変化の程度については、表 10.12-7(1)～(2)及び写真 10.12-15～写真 10.12-28 に示すとおりである。

中景域の眺望景観（地点 7～11）と、圏央道北側の近景域の眺望景観（地点 2、4）については、想定計画建築物は視認できないか、もしくは一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。

圏央道より南側の近景域の眺望景観（地点 1、3、5、6）については、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられものの、計画建築物は「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地近傍の眺望景観（地点 12～14）については、視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、計画建築物は「景観法」に基づく届出対象となることから、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

なお、夜間には街路灯や進出企業の建築物からの照明の影響が考えられるが、現状で民家等があり、圏央道及び上尾道路も存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。また、街路灯については、光漏れを少なくする機器を採用する。進出企業に対しては、光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

表 10.12-7(1)　主要な眺望景観の変化の程度

区分	番号	名称	眺望景観の変化の程度
近景域	1	いなほ保育園前	供用時は、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
	2	諏訪神社	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	3	氷川大明神	供用時は、想定計画建築物を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
	4	川田谷（市場）東交差点	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	5	石川川	供用時は、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
	6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	供用時は、想定計画建築物を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
中景域	7	原区ふれあい広場	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるものの、その面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	8	城山公園	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるものの、その面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	9	石戸蒲ザクラ	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるものの、その面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	10	日出谷小入口交差点	供用時は、想定計画建築物の一部を視認することができるものの、その面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
	11	北本自然観察公園	供用時は、想定計画建築物を視認できないため、本地点における眺望景観の変化はないと予測する。

表 10.12-7(2)　主要な眺望景観の変化の程度

区　分	番　号	名　称	眺望景観の変化の程度
計画地近傍	12	牧野薬師堂 （川田谷陣屋）	供用時は視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
	13	市道 65 号線 （提供公園用地付近）	供用時は視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
	14	圏央道	供用時は視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討することで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

【現　況】



【供用時】



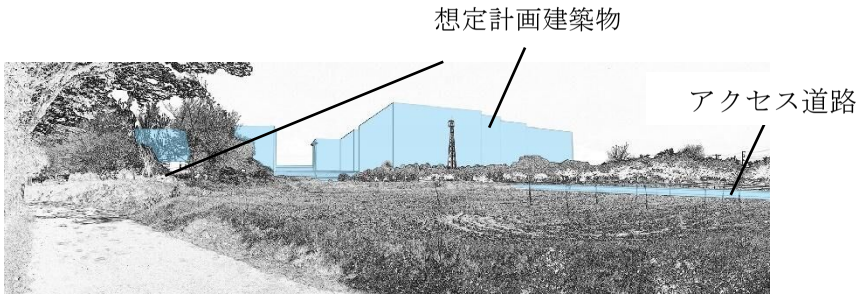

写真 10.12-15　地点 1 いなほ保育園前

【現　況】



【供用時】



想定計画建築物

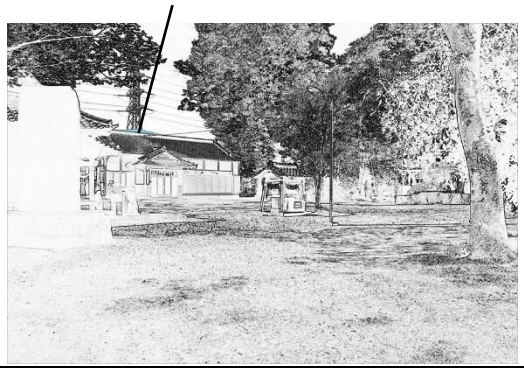

写真 10.12-16　地点 2 諏訪神社

【現　況】



【供用時】



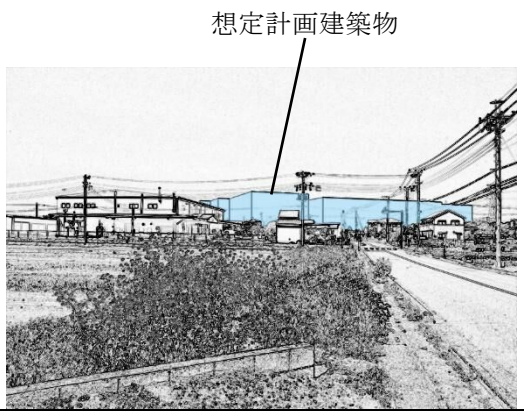

写真 10.12-17　地点 3 氷川大明神

【現　況】



【供用時】



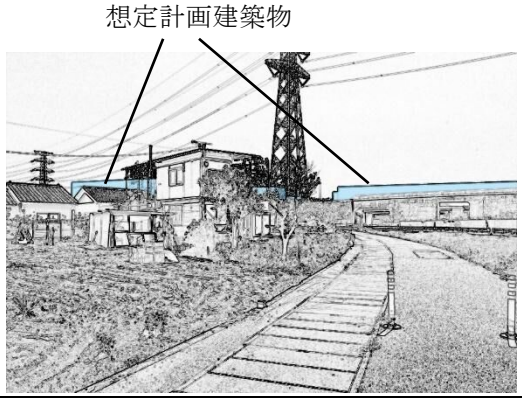

写真 10.12-18　地点 4 川田谷（市場）東交差点

【現　況】



【供用時】



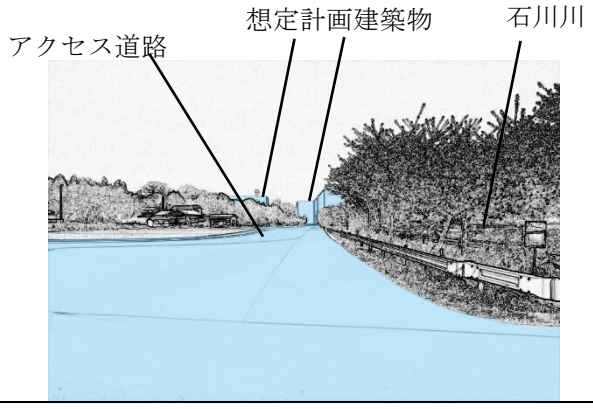

写真 10.12-19　地点 5 石川川

【現　況】



【供用時】

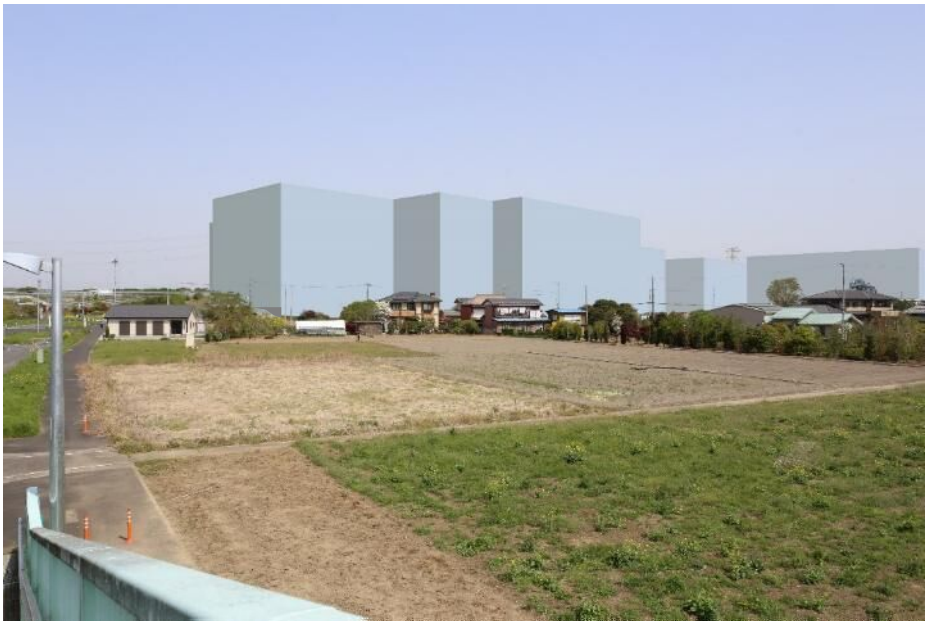

想定計画建築物



写真 10.12-20　地点 6 天沼はぐくみ橋（歩道橋）

【現　況】



【供用時】





写真 10.12-21　地点 7 原区ふれあい広場

【現　況】



【供用時】



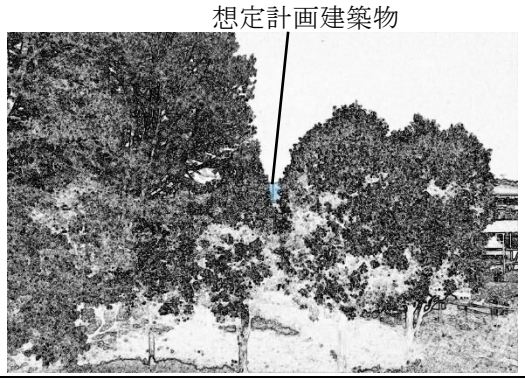

写真 10.12-22　地点 8 城山公園

【現　況】



【供用時】



想定計画建築物

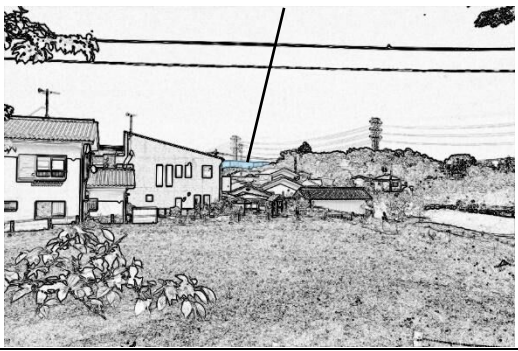

写真 10.12-23　地点 9 石戸蒲ザクラ

【現　況】



【供用時】



想定計画建築物



写真 10.12-24　地点 10 日出谷小入口交差点

【現　況】



【供用時】



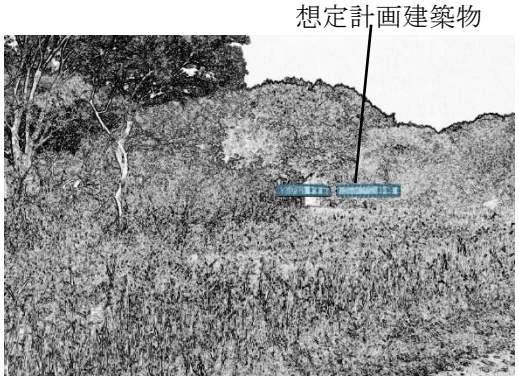

写真 10.12-25　地点 11 北本自然観察公園

【現　況】



【供用時】



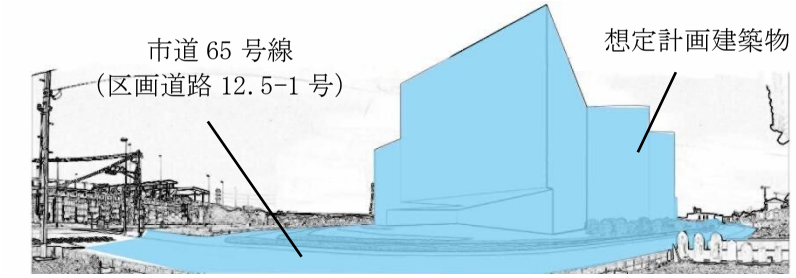

写真 10.12-26　地点 12 牧野薬師堂（川田谷陣屋）

【現　況】



【供用時】

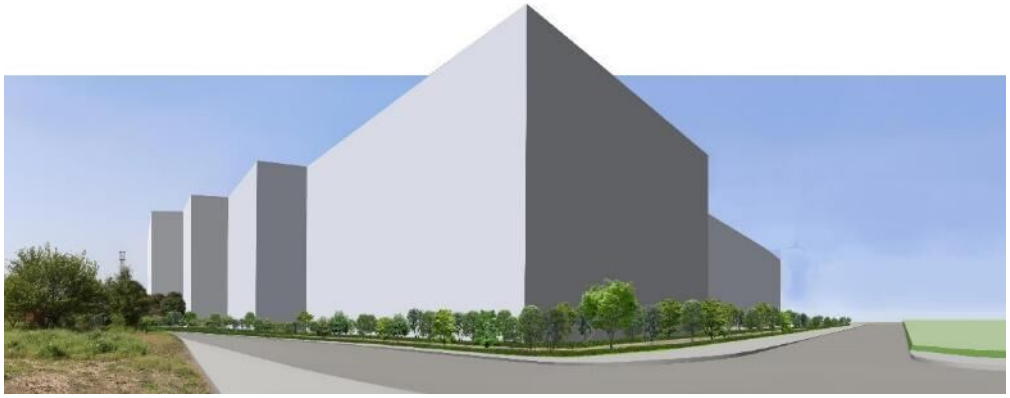

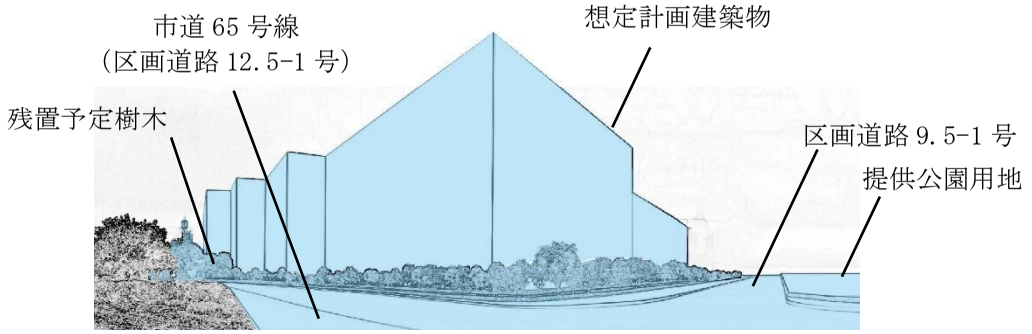

写真 10.12-27　地点 13 市道 65 号線（提供公園用地付近）

【現　況】



【供用時】

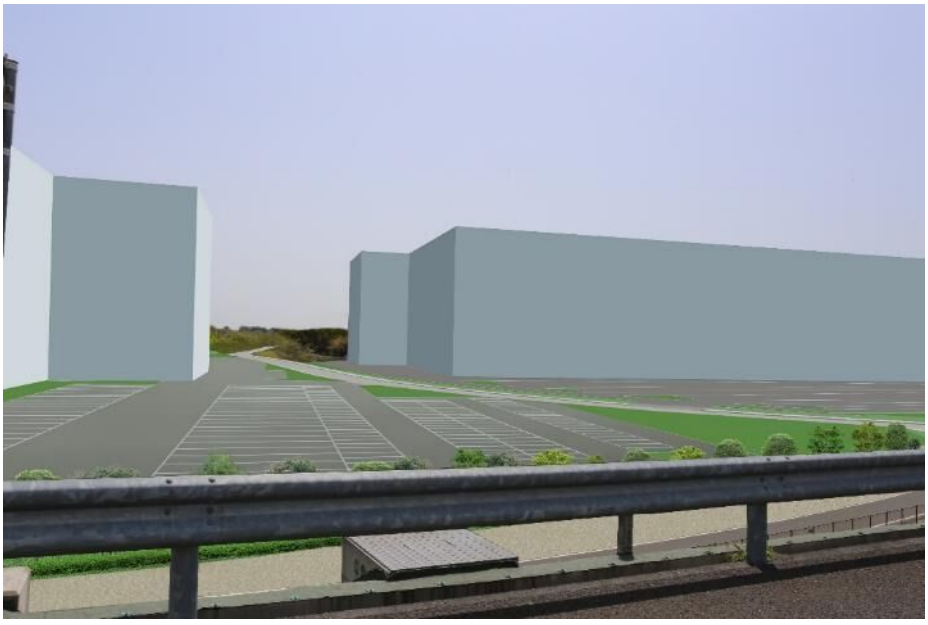

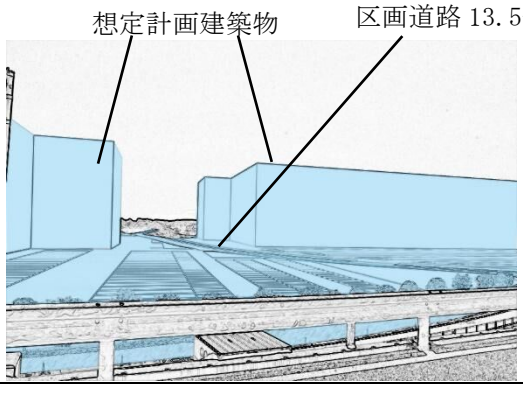

写真 10.12-28　地点 14 圏央道

(3) 評価

1) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

施設の存在に伴う景観への影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

景観の予測結果が、表 10.12-8 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には、上位計画の方針等を踏まえ、「景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること」とした。

表 10.12-8　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	内容
「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）	【景観形成基準】 ア　配慮事項 （ア）遠景～中景（広域景観の中でのあり方） a　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 b　山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。 （イ）中景～近景（周辺景観の中でのあり方） a　建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 b　建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 c　建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 （ウ）建築物等のデザイン a　外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 b　屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 c　屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 d　敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 e　資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

造成地及び施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、表 10.12-9 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 10.12-9　景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在、施設の存在	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。	低減	事業者
			・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となる。	低減	進出企業
施設の稼働	光害(夜間照明)	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

中景域の眺望景観と、圏央道北側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物は視認できないか、もしくは一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。

圏央道より南側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、計画建築物は「景観法」に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地近傍の眺望景観については、視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、計画建築物は「景観法」に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

なお、夜間には街路灯や進出企業の建築物からの照明の影響が考えられるが、現状で民家等があり、圏央道及び上尾道路も存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。また、街路灯については、光漏れを少なくする機器を採用する。進出企業に対しては、光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。

以上のことから、整合を図るべき基準等（景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。